

## 令和元年度 第1回郡上市特別職報酬等審議会議事録

- 【開催日時】 令和元年11月 5日（火）  
午後1時30分～午後2時30分（1時間）
- 【開催場所】 郡上市役所本庁舎 4階大会議室
- 【出席者】 委員：池田喜八郎、出井建雄、木嶋勘逸、河合厚典、  
田中幸子、蒲昌範、上村ひとみ、山下久義、古田敦  
（9人）  
市側：青木副市長（市長代理）  
日置市長公室長、西村人事課長、人事課 桑田（書記）
- 

### 1. 開会（人事課長）

### 2. 委嘱書交付

### 3. 副市長あいさつ

郡上市特別職報酬等審議会条例第2条には、議会の議員報酬の額及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等について審議会の意見を聞くものとしてされている。この規定に基づき、議会議員及び常勤の特別職の報酬等について、県内の議会議員、特別職の報酬等を勘案いただき、審議の程よろしくお願ひしたい。

### 4. 自己紹介

各委員及び事務局

### 5. 役員選出

- |      |  |
|------|--|
| 人事課長 | 審議会条例第4条の規定により、会長を選出いただきたい。会長は委員の互選によると定められていることから、ご意見を伺いたい。 |
| 委員   | 前任の池田委員を推薦したい。   |
| 委員   | （「異議なし」の声あり）   |
| 人事課長 | 池田委員に会長をお願いする。次に、会長の職務代理を、条例の規定により会長の指名により選任いただきたい。          |
| 会長   | 前回職務代理をお願いした出井委員をお願いしたい。                                     |

委員 | 「異議なし」の声あり)

会長 | 異議なしとのことであるため、出井委員に職務代理をお願いする。

## 6. 会長あいさつ

前回は引き続き会長を指名いただいたことから、微力であるが委員の協力を得ながら審議を行いたい。なお、当審議会につきましては、市民の方の傍聴を可としており、議事録を市のホームページで公開することとなっているので、ご承知おきいただきたい。

## 7. 諮問

(副市長が会長の前に出て諮問書を読み上げ手渡した。また、他の委員には写しを配布した。)

### ○ 諮問事項

議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を0.05月分引上げること。(現行4.35月を4.40月とするもの)

(副市長退席)

## 8. 審議事項

会長 | 郡上市特別職職員の報酬等についての説明を求める。

人事課長 | (事前に送付した資料の説明)

会長 | 委員それぞれから意見を伺い、総合的にまとめていきたいと考えている。審議を開始する。

委員 | 諮問された原案について異議はないが、人事院の勧告の基準と市内の労働者の給与等がわかると良い。

人事課長 | 実際に市内の状況がわかる統計のようなものはないが、岐阜県も同様の勧告を行っており、国、県とも同じ状況である。郡上市では、調査等による実態の把握は困難であるため、ご理解いただきたい。

委員 | 県内の他市と比較すると高いほうではなく、市内の現状と乖離していることは、全国的な流れの中でやむを得ないとする。そうした状況を踏まえ、職務に見合った仕事をしていただくことが必要と考える。

委員 | 議員の方は頑張っているし、仕事に精を出していただくためにも問題はないと考える。

- 委員 問題ないと考える。
- 委員 市内において、民間の給与、特にボーナスについては4.4月分支給されている人がどれくらいいるのか疑問はある。具体的に市内で何ヶ月とわかると良い。
- 委員 周りで働いている若い人達の現状をみると、非正規で働いている人が多い状況であり、その人たちが聞くと羨ましいと感じると思う。しかし、市長、副市長などの勤務状況をみると頑張っていたらと思う。議員については、運動会や会議等の際、市民が一番見ている時に、例えば1時間しかいていただけないようなときがあり、そんなにお忙しいのかと受け止めることがある。市民は最後までいて欲しいという思いがあることを伝えたい。
- 委員 これまで、期末手当については、人事院勧告に基づいて引き上げや引き下げを行っていることから、異議はない。
- 委員 人事院勧告に倣って引き上げることは問題ないと考えているが、市長等の報酬月額抑制率が10%、5%となっており、今回の引き上げも0.05月分ときりの良い数字になっており、どんぶり勘定ではないかという意見がでるのではないかと。根拠を示して欲しい。
- 市長公室長 人事院の給与勧告では、民間の状況を調査し、公表されているとおり民間の支給割合が4.51月分であることに対し、公務員が4.45月であることから、実際には0.06月分の違いはあるが、従来から最小は0.05月単位で引き上げ、引き下げを行っていることから、今回も0.05月の引き上げの勧告がされたものと考えている。
- 会長 今回諮問のあった0.05月分の引き上げについて、更に意見をいただきたい。
- 委員 (特に意見なし)
- 会長 委員全員の賛同が得られましたので、諮問を受けた期末手当の割合については、0.05月分の引き上げを妥当なものとして答申することとする。答申案を作成するまで休憩とする。

人事課長

《答申書（案）を委員に配布》  
（答申書を朗読）

議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の支給割合については、人事院勧告による一般職職員の例に準じて0.05月分引き上げ、年間支給割合を4.35月から4.40月とすることは妥当なものと認める。

会長

この答申書の内容でよろしいか。

委員

（「異議なし」の声あり）

会長

この答申書により、私と職務代理において、市長に答申するのでよろしく願います。

## 9. 閉会

（市長公室長）

本日は、お忙しい中お集まりいただき、また、慎重に審議いただき、感謝申し上げます。  
会長と職務代理には、改めて市長への答申を行っていただく。

この後、12月議会に本案件に係る条例改正と補正予算を上程する予定である。市内の民間の給与の調査については難しい面があることから、人事院、県人事委員会の調査に基づく給与勧告や他市の状況などを基にして審議いただいていることをご理解いただき、今後ともよろしく願いたい。これにて当審議会を閉会する。